

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 5 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530052

研究課題名（和文）

欧州人権裁判所判決執行における重層的監視システムの実効性

研究課題名（英文）

Execution of Judgments of the European Court of Human Rights

研究代表者

徳川 信治（TOKUGAWA SHINJI）

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：60280682

研究成果の概要（和文）： 欧州人権条約は、欧州 47 カ国の人権をカバーする条約であり、その司法機関たる欧州人権裁判所は人権保障の最後の砦としてみなされてきた。しかし、近年その内容面と手続き面における実効性に問題が生じるようになってきた。本研究は、欧州人権裁判所の判決執行がいかなる形で実効性を確保しようとするか、欧州評議会閣僚委員会の判決執行にかかわる取り組みと、その法的基盤を明らかにした。

研究成果の概要（英文）： The European Convention on Human Rights(ECHR) deals with human rights violations in 47 European states. The European Court on Human Rights(ECtHR) is deemed as the Citadel for Human Rights. The ECHR, however, puzzles over the efficiencies of ECtHR has faced in the aspects of its contents and of its implementations. This Study testifies the way to secure the effective executions of ECtHR judgments. And it also makes it clear the grapples by the Committee of Ministers grapples with the effective executions of ECtHR judgments and their legal basis.

### 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	900,000	270,000	1,170,000
2011 年度	700,000	210,000	910,000
2012 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,200,000	660,000	2,860,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際人権法、欧州人権条約、閣僚委員会

#### 1. 研究開始当初の背景

国際人権法の進展を研究するに当たり重要な分野として、欧州人権条約の実証的研究があげられる。その際、これまで国際裁判の判決に対する研究と同様、欧州人権裁判所判決の形式・内容・拘束力に焦点が当てられ、研究されてきた。あるいはそこで援用・解釈

された実体規定の解釈を中心とした研究であった。申請者本人が、研究代表者となった「科学研究費補助金（2003 年度～2005 年度・若手研究(B)）「欧州諸機関・国連による人権条約義務の領域的・時間的拡大と国際法理論への影響」」では、欧州人権裁判所の解釈理論が他人権条約システムにどのように

影響を与えているか、また欧州人権条約システムと欧州共同体・欧州連合システムの間で、両者の権限・解釈を侵食することなく、人権保障を図ろうとするのかを歴史的経過を含めて、解釈理論の変遷を明らかにしてきた。

かかる状況は、欧州人権条約が人権保障システムとして、欧州のみならず、また人権保障システムのみならず、大きな影響を有していることを示唆するものであったが、その一方で欧州人権条約の実体規定の基準の発展がよって立つ法的基盤に対する疑念は常に出されていた。とりわけ、2004年 Browiniski 事件判決より初めて欧州人権裁判所によってとりいれられたパイロット判決手続きはこの点に疑問が提起されることとなった。

そこで第 14 議定書並びにそれを補完する第 14Bis 議定書の策定という条約改正の動きと、条約改正とは離れた人権条約本体の実効性を確保するための、欧州評議会各政治機関及び欧州人権裁判所の重層的な取り組み・協働を明らかにすることが必要であると認識されるようになった。

## 2. 研究の目的

本研究においては、今次急速に整備されつつある欧州人権裁判所の判決執行監視システムの改編を通じて、いかにして判決の正当性・実効性を確保しようとしているのかを明らかにしようとするものである。それは、欧州人権裁判所の判決の形式や内容並びにその条約上の基盤を明らかにするだけでなく、これまで焦点が当てられてこなかった判決監視機関とされる欧州評議会閣僚委員会の役割、さらには補完的役割を担う欧州評議会議員総会の閣僚委員会・人権裁判所へのかかわりとともに、締約国国内機関（とりわけ立法府）との関係、といった重層性を帯びている判決執行監視システムを明らかにしようとしている。

とりわけ本研究は、2004 年以降、欧州人権裁判所・欧州評議会各政治機関の協働の取り組みを開始することによって本格的に改組・始動した判決執行監視の仕組みを考察することである。

## 3. 研究の方法

まず、これまでの研究で得た知見に基づく基本的な枠組みについて、本研究にいかに関連するかを検討した。

その上で、判決執行にかかる、欧州人権裁判所と履行監視機関である欧州評議会各政治機関との重層的な協働を明らかにすることを研究対象とするため、それぞれの機関が公表している第 1 次文書（判決・報告書・決議・決定・議事録など）を丹念に読みこなすことが大きな部分を占める。こうした作業を通じて、判決執行に関する変化を読み取ると

ともに、国際法や欧州人権条約の関連学説動向を検討した。

さらに、人権裁判所裁判官や欧州評議会機関（判決執行監視局など）の職員に聞き取りを行って、文書に現れない問題について確認調査を行ってきた。

## 4. 研究成果

閣僚委員会における判決執行監視について、2009 年における執行監視手続きの整理から、インターラーケン宣言などを経て、2011 年度には、執行監視対象となる判決が増加しつつある現状に対応して、監視手続きの簡素化及び重点化が行われつつあることを明らかとした。

欧州人権条約締約国の判決執行の義務は、判決が予定する結果の義務（被害者の救済・補償、さらには再発防止）を果たすことであり、締約国にある手段方法をとることを明確に義務付ける手段の義務ではない。しかしながら、判決内容には近年とるべき手段を明確にするものが生じつつあり、その手段選択の自由に制約が加えられつつあるといえるのであるが、さらにそれを強化するような動きの一つとして捉えることができるが、この判決執行監視手続きの強化である。

確かにこれまで幾度となく、裁判所や閣僚委員会と締約国との間の責任の配分が強調され、かつ補完性原則が強調され、裁判所と閣僚委員会による締約国への過度の干渉を防止することが、さまざまな会議などで謳われてきた。第 14 議定書により欧州人権条約 46 条に追加された条項も、欧州人権裁判所による過度の介入を回避したいとの思いの表れのひとつとしてみとれる。事実、判決執行監視手続きの改善においても、具体化と透明性の確保の名の下に行動計画/活動報告書などの欧州人権条約 46 条 2 項上にはない方式による監視の方法が編み出されはしたが、これも補完性原則の具体化として表明されてきた。とはいえ現実には締約国の自由に記載できるものではなく、事務局である判決執行局との継続的対話の中で一定の方向性（再発防止措置の有無）を行動計画/活動報告書の中に盛り込まざるを得ないようになっている。欧州人権条約上にはない形式的要件の精緻化とその充足性を要素として、46 条 2 項における閣僚委員会の監視活動の精緻化は、他方で条約上にはない事実上の締約国の義務の登場、さらにはその効果的・迅速な実行を求める状況を生み出したように思われる。

それでは、締約国の裁判所判決遵守を確保するために閣僚委員会が「介入的な」監視を行う意思を示しているかどうかの問題となる。欧州評議会規程上、とりわけ大規模人権侵害に対する集団的实施については、欧州人権条約違反を頑強に是正しない締約国に対

して欧州評議会の資格停止や制裁など、一種強制的な要素が予定されていた(規程8条)。しかし、強制措置による判決の履行の確保という手段は、現在とられてはいない。むしろ、集団的实施は、加盟国の抱えるその国内的困難さを享有しつつ、それを是正させるための協力・支援の枠組みとして再構成されていることがわかる。基本的には執行・遵守は、制裁の恐怖よりも、国家の政治的利益実現の欲求に依存し、このことに依拠したものとなっていると考えられた。

他方で問題となるのは、欧州評議会の政治的機関であり、かつ、判決執行監視を任務として委ねられた閣僚委員会の活動である。この点、欧州人権裁判所判決に対する締約国の態度及び閣僚委員会による執行監視の状況を、欧州市民社会に広く情報を提供することによって、民主的正統性が欠如する閣僚委員会に対して、その過度の介入の抑止とその政治的圧力の公平性を担保し、欧州評議会加盟国・欧州人権条約締約国の懸念を払拭することも可能にしようとしたと考えられる。手続きの客観化とともに、様々な集団間の相違と同質化の両立、主権意思と国際基準の両立を基礎としつつも、建設的対話による統一した人権基準の実現に対する締約国の意思表示とその行動を広く公開することによって、欧州市民社会全体からの監視の目にさらし、閣僚委員会による国際監視を容易にしようとするものであった。それは、締約国相互間による圧力を基礎とした閣僚委員会による判決執行監視が欧州人権条約上予定されながらも、締約国による怠慢なそして不完全な協力しか得られなかったこれまでの状況からの脱却を図るものであった。

欧州人権条約締約国は、同条約前文からいえば、「志を同じくし、かつ政治的伝統、理想、自由及び法の支配についての共通の遺産を有するヨーロッパ諸国」からなる。しかしながら、他方で90年以降の欧州評議会拡大路線、つまり欧州人権条約締約国の拡大は、この「共通の遺産」が「共通」のものであるとはいえない状況を創り出したことも事実であった。そうした中で、信義則や協力を基礎にした執行プロセスという限界を欧州人権条約システムが抱えている現実の中で、判決執行の実現を追求せざるをえないと考えられる。

かかる判決執行監視手続きの精緻化が、他方で欧州人権条約の基礎をおかない、判決執行に関わる手段の義務の精緻化を行うものであること、さらに実効性を高めるために透明性の確保による欧州の市民社会による監視体制の構築をするものであること、という事実上の制度化と実効性の確保の実態をあきらかにした。

次に、現在公刊してはいないが、準備中の

論考において次のような点を著す予定である。上述の監視機能が少しずつ機能し始める一方で、判決そのものに対する反発は従来のトルコからだけではなく、英国などからも出されるようになってきており、そうした締約国の態度が、執行監視に影響を始めている点が明らかとなっている。

これが2013年に採択された第15議定書において欧州人権条約システムの改編と結びついている点がある。

こうしたことから、欧州人権裁判所による裁判官の対話だけではなく、欧州評議会政治機関は、とりわけ議員総会を通じた対話を重視していることが明らかとなった。他方で、東欧諸国における判決の受容については、潜在的に申立てが増加することが予想されており、これらの取り組みが重視されている。

以上のような取り組みに対して、欧州評議会規程を根拠とした法的基礎作りが進められているものの、他方で欧州人権条約そのものへの法的基礎の提供に対しては不十分な点があり、その克服は今後の欧州人権条約システムに影響を与えていると考えている。

さらに、欧州連合の存在も見逃すことはできない。欧州連合は、欧州人権条約に加入することが現在検討作業中であるが、この点については引き続き検討を行う予定である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計1件)

徳川信治「欧州評議会閣僚委員会による判決執行監視手続き」『現代国際法の思想と構造』編集委員会編『現代国際法の思想と構造』(東信堂)査読無し、307-328 2012/03

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

6. 研究組織

(1) 研究代表者

徳川信治 (TOKUGAWA SHINJI)  
立命館大学・法学部・教授  
研究者番号：60280682

(2) 研究分担者

該当者なし ( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

該当者なし ( )

研究者番号：